

こ成保第 945 号
令和 7 年 1 月 16 日

各 都道府県 子ども・子育て支援制度担当部（局）長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長

「令和 6 年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について

標記については、「令和 6 年度における私立保育所の運営に要する費用について」（令和 6 年 8 月 1 日付けこ成保第 720 号こども家庭庁成育局保育政策課長通知）により示しているところであるが、今般、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年こども家庭庁告示第 18 号）が公布されたことに伴い、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

「令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について」新旧対照表

改正後

令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について（通知）

[略]

記

公定価格の基本分内訳

[略]

3 人件費関係

令和6年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当 基準額
所 長	(福)2-33	282,900 円	—
主 任 保 育 士	(福)2-17	274,584 円	9,300 円
保 育 士	(福)1-29	242,148 円	7,800 円
調 理 員 等	(行二)1-37	216,600 円	—

職 種	人件費（年額）				
	20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域
所 長	614 万円	594 万円	589 万円	573 万円	563 万円
主 任 保 育 士	598 万円	579 万円	574 万円	559 万円	549 万円
保 育 士	521 万円	504 万円	499 万円	486 万円	478 万円
調 理 員 等	452 万円	437 万円	434 万円	423 万円	415 万円

現行

令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について（通知）

[同左]

記

公定価格の基本分内訳

[同左]

3 人件費関係

令和6年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当 基準額
所 長	(福)2-33	266,300 円	—
主 任 保 育 士	(福)2-17	251,940 円	9,300 円
保 育 士	(福)1-29	218,892 円	7,800 円
調 理 員 等	(行二)1-37	192,200 円	—

職 種	人件費（年額）				
	20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域
所 長	575 万円	556 万円	551 万円	537 万円	527 万円
主 任 保 育 士	548 万円	530 万円	525 万円	512 万円	503 万円
保 育 士	470 万円	455 万円	451 万円	439 万円	432 万円
調 理 員 等	400 万円	387 万円	384 万円	374 万円	367 万円

改正後					現行				
職 種	人件費（年額）				職 種	人件費（年額）			
	6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均		6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均
所 長	<u>542 万円</u>	<u>527 万円</u>	<u>511 万円</u>	<u>548 万円</u>	所 長	<u>508 万円</u>	<u>493 万円</u>	<u>479 万円</u>	<u>513 万円</u>
主 任 保 育 士	<u>529 万円</u>	<u>514 万円</u>	<u>499 万円</u>	<u>535 万円</u>	主 任 保 育 士	<u>485 万円</u>	<u>471 万円</u>	<u>457 万円</u>	<u>490 万円</u>
保 育 士	<u>461 万円</u>	<u>448 万円</u>	<u>435 万円</u>	<u>466 万円</u>	保 育 士	<u>416 万円</u>	<u>404 万円</u>	<u>393 万円</u>	<u>421 万円</u>
調 理 員 等	<u>400 万円</u>	<u>389 万円</u>	<u>378 万円</u>	<u>405 万円</u>	調 理 員 等	<u>354 万円</u>	<u>344 万円</u>	<u>334 万円</u>	<u>358 万円</u>
（注）１ この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費（年額）を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。 ・ 職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員１人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。 ・ 本通知で示す１人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。 ２ この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。 ３ 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。 ４ この表における「人件費（年額）」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。 事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費（年額）」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。 なお、「人件費（年額）」には、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ及び保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は含まない。					（注）１ この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費（年額）を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。 ・ 職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員１人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。 ・ 本通知で示す１人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。 ２ この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。 ３ 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。 ４ この表における「人件費（年額）」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。 事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費（年額）」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。 なお、「人件費（年額）」には、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ及び保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は含まない。				
４～７ [略]					４～７ [同左]				
別紙 [略]					別紙 [同左]				